

## 福祉・介護職員等処遇改善加算に係る支払規定

特定非営利活動法人ピアネット

(目的)

第1条 この規定は、青森県が実施する福祉・介護職員等処遇改善加算の支払に関する規定を定めたものである。

(対象者)

第2条 対象職員は、加算対象となる事業所の正規職員とする。

(支給年度)

第3条 支給年度は、当該事業の実施年度内とする。

(支給方法)

第4条 12月と6月に一時金として、銀行振り込みでその全額を支給する。

(支給額)

第5条 助成金の額に応じて、各人毎に定めた支払割合でその額を決定するものとする。

(支給制限)

第6条 次の各号に該当する者に対しては、処遇改善加算の一部又は全部を支給しないことがある。

- (1)勤務成績又は職務能力の極めて劣る者
- (2)理事長が特に定めた場合

(補足)

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。